

# もし、職場で新型コロナウイルスの感染者がでたら、、、



## 保健所の感染者への対応はどんな流れなの？

- ①検査の結果が陽性であったら、病院から本人、保健所へ直ちに連絡があります。
- ②連絡を受けた保健所は、本人(感染者)から、家族や職場等での人との接触状況を聞き取ります。このとき本人には、マスクを外して近距離で会話をした人がいたか、日常生活中や職場内で感染予防対策をとっていたかなどについて確認します。
- ③本人から聞き取った状況により、必要に応じて職場の調査や消毒命令を出します。  
(出勤していない場合等、職場調査の必要がない場合は行いません)  
勤務状況や接触状況から濃厚接触者の定義に当てはまる人がいるかを判断します。(感染者が同じ職場にいたという理由だけでは濃厚接触者にはなりません。)



## 職場で感染者が出たときの対応

保健所からの連絡は本人への聞き取り調査を終えてからになりますので、少しお時間をいただく場合があります。

- ・感染者や従業員の情報(氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、出勤状況、職場座席表、行動履歴)や行動状況(会議、会食の有無、同席者、外部接触者の有無)などを伺いますので、上記の情報が分かるもの(出勤簿や会社内見取り図など)を整理し準備していただき、保健所の調査への協力をお願いします。
- ・消毒命令を出した場合は、感染者本人が触ったと考えられる部分(ドアノブやパソコン、トイレ、ロッカーなど)を中心に、保健所の指示に従い消毒をしていただきます。

## 検査が必要と判断されたらどうすればいい？

- ・保健所の調査の結果、必要と判断された方には、保健所が受診調整を行った医療機関にて、検査を受けていただきます。
- ・検査結果が陽性となった場合、上記「保健所の感染者への対応はどんな流れなの？」にそって対応をします。
- ・検査結果が陰性の方で、濃厚接触者と判断された場合は、感染者と最後に接触した日から14日経過するまでの間、不要不急の外出をできる限り控えてもらいます。仕事は休んでいただく(あくまでも要請)、家庭内では家族と部屋を分けて生活していただくなどの対応をお願いします。
- ・手洗い、手指消毒を徹底するとともに、タオルや食器などを共用しないようにしてください。
- ・14日間は発症するリスクがある期間ですので、健康観察が必要です。保健所が電話にて本人や職場に連絡をとり、毎日の体温(1日2回)と体調を確認します。
- ・もし、14日間経過するまでに発熱やその他呼吸器症状、下痢、味覚・嗅覚症状がある場合は、かかりつけ医で受診をせず、まず保健所に相談してください。専門外来への受診調整をします。  
※濃厚接触者に該当しない場合でも、保健所は必要に応じて検査をします。



## では濃厚接触者とは、どういう人ですか？

- 感染者の感染可能期間(症状が出る2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間)に、感染者本人と接触した者で次の範囲に該当する者
- ・患者と同居あるいは長時間の接触(会食、車内、航空機内など)があった者
- ・手で触れることのできる距離(目安は1m)で、必要な感染予防(マスクなど)なしで患者と15分以上の接触あった者(周囲の環境や接触の状況などから総合的に判断する)
- ・患者の気道分泌液、もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護、もしくは介護した者

# もし、職場で新型コロナウイルスの感染者がでたら、、、



## 従業員より「濃厚接触者と言われた」と報告を受けたときの対応

- ・濃厚接触者は、感染者ではありませんが、今後発症する可能性があるため、健康観察期間の間は休ませてあげてください。職場以外の感染者の濃厚接触者になった従業員がいたとしても、特別な消毒は必要ありません。通常の感染予防対策としての環境整備をお願いします。
- ・なお、職場に複数の濃厚接触者がいた場合、職場の担当者にまとめて日々の体調を確認することがあります。

## 職場で事前に（平時から）取り組んでいただきたいこと

- ・従業員の体調管理、手指消毒の実施、3密の防止などの感染予防対策を徹底してもらうことや、感染者が出たときの対応手順などを事前に確認しておくことで、もしものときに落ち着いて行動できます。
- ・接客時等はパーテーションや換気、消毒などの感染予防対策を取っていても、昼食会場、休憩場所、ロッカールームや喫煙所など職員の休憩時の対策が不十分だと、従業員間で感染が拡大する可能性があるため、時間帯をずらすなど十分な感染予防策に心がけてください。

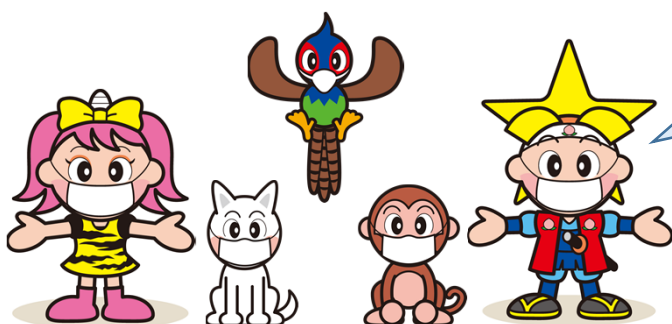
## 職場での感染者への対応について

- ・感染者の発生があっても、従業員が過度に不安にならないように、また偏見や差別が起きないように十分に注意を払い、職場復帰の際は温かく迎えてあげてください。
- ・感染者の療養終了後や濃厚接触者の健康観察期間終了後、職場復帰をするときは、陰性証明書は必要ありませんので医療機関や保健所への請求はお控えください。

## 職場の感染予防策を見直したいときは？

職場での感染予防対策や、従業員への対応などについてまとめたホームページ等をご紹介します。

- 厚生労働省ホームページ
  - ・新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)
  - ・新型コロナウイルスに関するQ&A(関連業種の方向け)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html)
- 業種別ガイドライン  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- 職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第3版 (一般社団法人日本渡航医学会、社益社団法人日本産業衛生学会)作成日2020.8.11



～お問い合わせ先～

〒708-0051

岡山県津山市椿高下114

美作保健所保健課 保健対策班

0868-23-0163